

令和5年8月10日

会員各位

公益社団法人 大分県作業療法協会

会 長 高 森 聖 人

災害対策等推進委員長 佐 藤 友 美

自然災害により被災された会員に対する支援について

いつも当協会の取り組みに対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、大雨や台風による浸水、土砂崩れ、地震等の自然災害により、県内においてもさまざまな被害が報道されることが増えております。今年も6月末から7月にかけて断続的に降り続いた大雨によって、全国各地で被害が発生したところで、県内においては200億円超の甚大な被害が生じたと報道されております。支部長を通じて確認したところ、当協会会員においても自宅等が被災された方がいらっしゃるということで大変憂慮しております。また、このたびの台風6号は、沖縄をはじめ、九州各地の多くの人々の生活に大きな影響をもたらしており、改めて自然の脅威を感じたところです。

先般の豪雨災害及びこのたびの台風によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた多くの方々、また会員のみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、当協会としまして、今後も発生するであろう自然災害によって被災された会員に対し、現行の定款や規程等のなかで何らかの支援ができないか、7月19日の執行役員会において検討いたしました。その結果、作業療法士の仲間として、一日も早く穏やかに生活を送ることができ、落ち着いて仕事に向き合えるよう応援する気持ちを込めて、些少ではありますがお見舞金を支給することを決定いたしました。なお、お見舞金の支給にあたっては、一定の要件を設けさせていただくことを何とぞご了承ください。

つきましては、先般の豪雨災害等によりご自宅が被災された会員におかれましては、別紙「自然災害により自宅が被災した会員へのお見舞金支給について」をご確認のうえ、被災状況のご報告をお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら、下記までメールにてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

災害対策等推進委員会 委員長 佐藤 友美

メール：oitaoetsaigai@gmail.com

令和5年8月10日

会員各位

公益社団法人 大分県作業療法協会
会 長 高 森 聖 人

自然災害により自宅が被災した会員へのお見舞金支給について

令和5年7月19日の執行役員会において、自然災害により自宅が被災した当協会会員に対して、お見舞金を支給することを決定いたしました。

つきましては、下記要件に該当すると思われる会員は、必要書類を当協会事務局宛に郵送してください。書類受領後に開催する執行役員会において報告内容を確認し、お見舞金支給の可否等についてお知らせいたします。

記

対 象 者 : 当協会 正会員

※休会者を含むが、過年度・当年度会費未納者は対象としない。

災 害 種 別 : 地震、津波、台風、豪雨、洪水、土砂崩れ等の自然災害

対 象 被 害 : 災害発生時に会員本人が居住していた自宅が「全壊」、「半壊」、
「床上浸水」のいずれかの被害に遭った場合を対象とする。

※会員本人が居住していない実家等は対象としない。

支 給 金 額 : 災害規模、被災会員数、被害の程度等によって決定する。

※大規模災害等、被災者多数の場合は支給できないことがある。

必 要 書 類 : ①被災状況報告書(別紙様式)

②自治体が発行する「罹災証明書」の写し

書 類 提 出 先 : 〒870-0083 大分市西春日町3-2

(公社)大分県作業療法協会 事務局 宛

※「被災状況報告書」の様式はメールにてお送りしますので、下記担当者まで
お問い合わせください。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

災害対策等推進委員会 委員長 佐藤 友美

メール : oitotsaigai@gmail.com